

## 公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定実施要綱

### (目的)

第1条 即戦力として期待の高い特定技能1号(介護)外国人の確保及び育成について、独自ルートで先駆的に取り組む県内の社会福祉法人等(以下「法人等」という。)と連携協定を締結し、県内介護施設・事業所における質の高い外国人介護人材の確保を図る。

### (対象)

第2条 県内に本社、支社または事業所があり、特定技能1号(介護)外国人の確保・育成に意欲を有し、次の各号のいずれにも該当する法人等を対象とする。

- (1) 送出し国の政府・公的機関等と提携し、人材の確保※1・育成※2・就労支援まで一貫で実施していること。
- (2) 自法人等以外の県内介護施設への人材供給が可能であること。
- (3) 就労希望の外国人の個人負担がないこと※3及び県内介護施設等の費用負担軽減に配慮していること。

※1 介護・医療・看護系学生等で連携している大学、学校等のコースを修了した人材を一定数確保していること。

※2 送り出し国の大学、学校等と連携し、特定技能1号(介護)試験合格に向けた教育に加えて、就労までに初任者研修(又はこれに準じる研修)やN3等合格を目標とした上乗せ教育を実施していること。

※3 入国前の教育費、渡航費の個人負担(家賃、生活費等は除く)

### (申込み)

第3条 協定を締結しようとする法人等は、兵庫県外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定申込書(様式1)を県に提出する。

### (協定の締結)

第4条 県は、申込書の提出があった場合は内容を審査し、適当であると認めるときは、「兵庫県外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定」を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに申し出が無い場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

### (連携事項等)

第5条 県と協定を締結した法人等(以下「連携先法人等」という。)は、次の事項について協力する。

- (1) 特定技能外国人の確保及び育成
- (2) 育成した特定技能外国人の県内介護施設等への情報提供及び就職支援

(県の支援)

第6条 県の実施するセミナーやホームページ等で取組み内容について周知する。

- 2 連携先法人等は、商品パッケージ、広告等に「公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定締結法人」等である旨の表示をすることができる。

(協定の解除)

第7条 県及び連携先法人等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

- 2 県及び連携先法人等は、相手方が法令及び本要綱、本要綱に基づき締結した協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。